

# 建築物石綿含有建材調査者講習のご案内

建築物における石綿対策において、こんなことはありませんか？

- 建築物の所有者や管理者から石綿対策について相談を受けたときに、具体的な回答に困る。
- 建築改修や解体工事の石綿に関する事前調査をどのように行うか、現場の従業員がわかっているか不安がある。
- 建材分析だけでなく、サンプリングや調査を必要とするケースがある。どうしたらいいかわからない。
- 石綿含有建材調査に関する能力を第三者に証明できる公的資格がほしい。
- 石綿含有建材調査について自己流でやってきたが、正しいか不安がある。体系的な方法を身につけたい。

## 【建築物石綿含有建材調査者とは】

本講習は、国土交通省が石綿含有建材に関する調査能力を認めた、**唯一の公的資格である「建築物石綿含有建材調査者」を養成するための講習**です。「建築物石綿含有建材調査者制度」は、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害などを未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材などに関して、中立かつ公正に精確な調査を行うことができる人材を養成することを目的とした国土交通省の登録制度であり、現在は一般財団法人日本環境衛生センターのみが、講習実施機関として同省に登録されています。

国土交通省は、平成 27 年度以降、**建築物の石綿調査・除去などに関する国庫補助にあたっては本講習の修了者が調査を行うこと**を要件化する方針でいるなど、建築物の維持管理や不動産取引などで「建築物石綿含有建材調査者」を積極的に活用していく考えです。国土交通省は、調査の結果を建物所有者に報告し、建物の維持管理や改修、安全な解体のための基礎情報の一つともうとともに、地方自治体などが建築行政データベースシステムなどに情報を集積し、市民を石綿の飛散・ばく露から守るための行政情報の一つとして活用する仕組みづくりを進めていこうとしています。

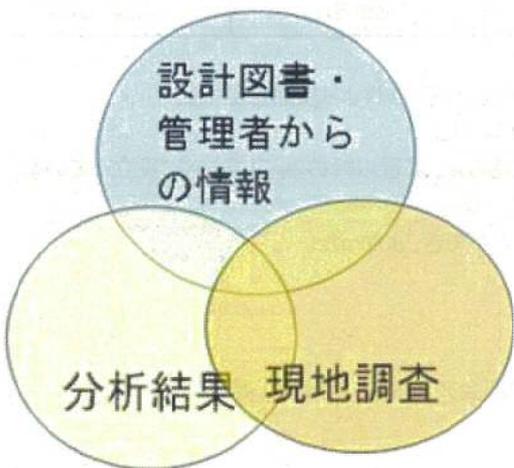
## 【講習の特色】

建築物における石綿含有建材などに関する調査を精確に実施するためには、設計図書などからの情報、目視などによる現地情報及びサンプリングした建材分析結果の情報の3種類を一つにまとめることが必要です。そのため、講義では、石綿関連疾患とリスク、建築物の構造・用途毎に使用可能性のある石綿含有建材及び適切な試料採取や分析法などに関する知識を習得していただきます。

この講習の一番の特色でもある実地研修は、実際の建物を使って「漏れのない」調査を行うためのポイントや、国土交通省が定めた建物調査票を用いた報告書の書き方などを学習します。

講習の最後には、建築物に使用されている石綿含有建材の調査に必要な技術(技能)や知識を一定水準以上習得しているか確認するため、口述試験、筆記試験及び調査票試験を行うこととしています。

## 建物調査の考え方



## 調査報告書

■ 調査票の記載

調査日	平成 年 月 日	調査員	
調査対象		調査員	
調査対象(名称)		調査員	
調査員		調査員	

■ 調査票の記載

調査項目	調査結果	調査方法	調査場所	調査日時	調査員	調査結果	調査結果	調査結果
天井								
床								
壁								
柱								
窓								
扉								
その他								

■ 調査票の記載

調査員		調査員		調査員	
調査員		調査員		調査員	

■ 調査票の記載

調査員		調査員		調査員	
調査員		調査員		調査員	

## 【受講資格者】

- ①建築に関して一定の知識及び経験を有する者(建築士、建設業、解体工事業など)
- ②石綿含有建材の調査に関して一定の知識及び経験を有する者(環境調査・分析業、石綿除去・処理業など)
- ③その他、①及び②と同など以上の知識及び経験を有する者(行政担当者、NPO など)

## 【申込方法及び受講料】

- ・一般財団法人日本環境衛生センター 研修広報部 石綿講習チーム(tel:044-288-4919) に郵送申込
- ・申込書などは、ホームページ(<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/01.html>)より入手
- ・**受講資格審査あり**
- ・受講料 税抜 11 万円

## 【カリキュラム】

区分	科目	主な内容	時間
講義	1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識	建築物調査とは、石綿関連疾患、建築物の石綿濃度と健康リスク、リスク・コミュニケーション、調査者とは	2時間
	2 石綿含有建材の建築図面調査	建築一般(防火規制、設計思想等)、建築設備と防火材料、レベル1・2の石綿含有建材、建築図面の種類、図面調査の事例とその限界、石綿含有建材情報の入手方法	3時間
	3 現場調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、記録方法	3時間
	4 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	建材中の石綿分析(分析結果の理解、分析法の課題等)	1時間
	5 成形板等の調査	現地調査総括票の記入、現地調査個票の記入、調査報告書の作成、所有者への報告、地方公共団体への報告	1時間
実地研修		レベル3の石綿含有建材、レベル3石綿含有建材の調査	1時間
修了考査		現在使用中の建築物を使った模擬調査演習	3時間
		口述試験	20分
		筆記試験、調査票試験	2時間

## 【基本日程】

	午前	午後	
講義 (9:30-17:30) ガイダンス・休憩含む	科目1 (2時間)	科目2 (3時間)	科目3-2 (分析)(1時間)
講義 (9:00-15:30) 休憩含む	科目3-1 (3時間)	科目4 (1時間)	科目5 (1時間)
実地研修建物の借用都合により、インターバルが入るケースがある			
実地研修 (9:00-16:00) 休憩含む	午前 or 午後 (3時間程度)		
2週間程度インターバル (実地研修終了後、約1週間後を期日に課題提出あり)			
修了考査(口述) (9:00-18:00)	1人 20分程度		

4会場分程度をまとめて修了考査(筆記+調査票試験)を実施。

修了考査(筆記+調査票) (13:00-16:10) ガイダンス・休憩含む		筆記(1時間)	調査票(1時間)
--	--	---------	----------

## 【平成 25 年度受講者の声】 ※144 人にアンケート送付、有効回答 44 件より複数意見抽出

- ・調査報告書などの書き方がわかり、お客様に説明がしやすくなった。
- ・講習において注意すべき箇所など、具体的に細かく説明してもらえ、講習以降の調査に非常に役立っている。
- ・建築の視点からアスベストについて学ぶことができ、有意義だった。
- ・これまで自己流でやってきた調査について、基礎から学ぶことができ、よかった。

## 【講師】

建築物における石綿対策の専門家である講師陣が担当

- ・国土交通省社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会アスベスト対策 WG 委員
- ・講師陣から推薦された建築物石綿含有建材調査者など

## 【当講習に関するお問い合わせ先】

(一財) 日本環境衛生センター 研修広報部 石綿講習チーム  
電話：044-288-4919

# 建築物石綿含有建材調査者講習

国土交通省が石綿含有建材に関する調査能力を認めた、唯一の公的資格である「建築物石綿含有建材調査者」を養成するための講習です。石綿に起因して発生する健康被害等を未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材等に関して、中立かつ公正に精確な調査を行うことができる人材を養成します。

## 資格取得のメリット

### ●国庫補助に対する要件化を検討

建築物の石綿調査・除去等に関する国庫補助(住宅・建築物安全ストック形成事業)にあたり、国土交通省は、当講習の修了者が調査を行うこと等を要件化する方針です。

### ●建物の維持管理や不動産取引等で活用推奨

国土交通省は、石綿調査の結果を建物の維持管理や改修、安全な解体のための基礎情報の一つとしてもらうとともに、地方自治体等が建築行政データベースシステム等に情報を集積し、市民を石綿の飛散・ばく露から守るための行政情報の一つとして活用する仕組みづくりを進めていこうとしています。また、定期検査報告制度(建築基準法で規定)における吹き付けアスベスト等の調査の実施に際して、当講習の修了者を活用するよう、一級建築士などに推奨しています。

### ●解体等の事前調査において活用推奨

石綿障害予防規則にて、解体等の作業及び石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合には、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」による事前調査を義務付けています。「的確な判断ができる者」の例示として、建築物石綿含有建材調査者(当講習の修了者)が新たに追加されました。

## 講習の内容

※講習終了後、3種(口述、筆記、調査票)を受験いただきます。



講義(座学)

各業界の専門家による講義。石綿の基本的な知識、建築物の構造、建材の知識、分析法等に関する知識を学びます。



実地研修

実際の建物を回りながら、調査に長年携わったプロから、調査のコツを学びます。講師1名+受講生7~8名のグループワーク。

## 受講資格

- ①建築に関して一定の知識及び経験を有する者(建築士、建設業、解体工事業等)
  - ②石綿含有建材の調査に関して一定の知識及び経験を有する者(環境調査・分析業、石綿除去・処理業、解体工事業等)
  - ③その他、①及び②と同等以上の知識及び経験を有する者(行政担当者、専門NPO等)
- ※資格要件の詳細はお問い合わせください

## 講習日程(東北会場) ※申込締め切り:11月27日(木)

■講義(座学):12/11(木)、12/12(金) @ハーネル仙台(宮城県仙台市)

■実地研修:12/20(土) @日本環境衛生センター東日本支局(神奈川県川崎市)

※講習終了後、3種の試験を受験いただく日程がございます。

※他の講習日程等の詳細は、以下の講習ウェブサイトよりご覧いただけます。

## お申込み方法

受講料:110,000円(税別)

講習ウェブサイトより、受講申込書をダウンロードできます。受講料をお振込の上、受講申込書を郵送ください。

<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/01.html>

建築物石綿含有建材調査者講習

検索

## お問い合わせ先

(一財)日本環境衛生センター

研修広報部研修事業課 石綿講習チーム(緒方)  
川崎市川崎区四谷上町10-6

☎044-288-4919

## **建築物石綿含有建材調査者に関するQ&A**

**Q 1 建築物石綿含有建材調査者の資格は国家資格ですか？**

A 1 公的資格です。正確には、国土交通省告示第748号「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」に基づく試験資格制度です。講習実施機関として登録を受けた一般財団法人日本環境衛生センターが講習（講義、実地研修及び修了考査）を実施して修了者を認定しています。

**Q 2 どのような人が受講していますか？**

A 2 建築物における石綿調査業や石綿除去業の方が建物に関する専門性を深めるために受講している他、建築物の維持管理や改修・解体、不動産鑑定評価に関わる業務に従事している方が、石綿に関する知識・スキルを新しく身につけることで業務領域を広げるために受講されています。その他、環境調査・計量・分析業の方が上流工程に業容を拡大する目的等でも受講されています。

なお、講習の対象者（受講資格者）は、日本環境衛生センターの該当ホームページ内の募集要項 (<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/img/03.pdf>) をご覧ください。

**Q 3 建築物石綿含有建材調査者に対する支援や資格取得メリットはありますか？**

A 3 国土交通省は平成26年5月16日付けで国住防第7号「建築物石綿含有建材調査者の活用について」を特定行政庁や地方自治体などに向けて発出し、この中で国庫補助制度である「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」において調査者リストの紹介を行うなど、調査実施における積極的な調査者の活用を促しています。

また、平成27年度以降、（一定の有資格者が養成された段階で）建築物における石綿の調査・除去等に係る国庫補助に当たって、この調査者資格を付与された者が調査を行うことなどを要件化する方針を示しています。建築基準法第12条第1項が規定する定期検査報告制度では「吹付け石綿などの使用状況、劣化状況、除去・飛散防止措置の実施状況を調査しなければならない」としていますが、国土交通省は、この調査の実施に際して建築物石綿含有建材調査者を活用するよう、一級建築士などに推奨しています。

**Q 4 建築物における石綿調査において国庫補助対象となる建材は何ですか？**

A 4 除去等の補助の対象となる建材は吹付け石綿等とされています。実際には、対象建材の有無は建物調査を行うことで初めて確認できますので、該当建材の有無にかかわらず調査は補助の対象となり、調査1件につき25万円の定額補助となります。地方公共団体の補助事業となりますので、詳しくは確認が必要です。補助制度の創設状況等は、国土交通省のHPに公開されています。

**Q 5 講習に関する情報をどこから入手できますか？**

A 5 日本環境衛生センターのホームページ内、建築物石綿含有建材調査者講習の開催のお知らせ (<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/01.html>) をご覧ください。開催に関することはもちろん、修了者情報についても掲載しており、更新しています。

**Q 6 講習において調査対象としている建材は何ですか？**

A 6 建築物の通常使用における維持管理の視点での調査を指導しているため、主な調査対象はレベル1及び2となります。ただし、レベル3建材の調査も重要であると考えており、第5講座及び実地研修にて指導しています。

**Q 7 資格取得後の能力向上支援やフォローアッププログラムはありますか？**

A 7 修了者の知識及び技能向上は重要なことと考えています。5年ごとの更新講習にて知識及び技能の維持向上の機会がありますが、それとは別に、法改正や分析法改訂に関する修了者限定講演会を適宜実施します。また、修了者が実務上の相談を講師にできるよう、相談ウェブサイトの開設を検討しています。

**Q 8 実地研修や試験等を地元で出来るようになりませんか？**

Q 8 平成26年度には札幌市内及び大阪府下に新しく実地研修会場を設置します。今後も実地研修に適した建物の調達ができ次第、増やしていきます。また、平成26年度から全国各地で口述試験を実施しています。最後に行われる筆記試験及び調査票試験については集約して実施していますが、できるだけ受講生の方々が日帰りできるように、午後早めに3時間程度の時間設定で実施しています。

**Q 9 建築物の解体等の事前調査において建築物石綿含有建材調査者資格は必要ですか？**

A 9 厚生労働省は石綿障害予防規則第3条において、解体等の作業（石綿等の除去の作業を含む）及び石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合には、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」による事前調査を義務付けています。平成26年4月23日付け厚生労働省基発0423第6号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」における記の第4の1において、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」として建築物石綿含有建材調査者を新たに追加しています。